

神戸芸術工科大学との包括連携に関する協定書

芦屋市及び芦屋市教育委員会（以下「甲」という。）と神戸芸術工科大学（以下「乙」という。）は、それぞれの持つ人材や知識、情報などの資源を活かし、相互の連携を強化し、地域の新たな魅力や活力の創造並びに次世代を担う人材育成に資することを目的とし、包括的な連携のもと協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、それぞれの持つ人材や知識、情報などの資源を活かし、地域の新たな魅力や活力の創造並びに次世代を担う人材育成に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 振興計画、都市計画などまちづくりのための連携
- (2) 地域づくり、コミュニティの形成など地域振興のための連携
- (3) 次世代を担う人材育成のための連携
- (4) その他、甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方に承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも解除の申出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(補則)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年7月25日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 (自著)

芦屋市精道町7番6号
芦屋市教育委員会
芦屋市教育長 (自著)

乙 神戸市西区学園西町8丁目1番1号
神戸芸術工科大学
神戸芸術工科大学学長 (自著)